

イギリスにおけるライフストーリーワーク¹⁾の動向

— CORAM (2015) の報告より —

寺崎 千華*

1. 研究の背景

児童養護施設（以下、施設）で暮らす子どもたちが、自己肯定感を感じ生きていくためには、過去の辛い経験や受け入れがたい家庭の事情、入所理由や家族の背景などの厳しい事実に向き合い、受け入れることが必要である。そこで、子どもたちの入所理由や家族の背景について伝える「生い立ちの整理」が注目され始めている。本研究において「生い立ちの整理」とは、子どもの「生い立ち」にふれる関わり全てを指し、アルバムを用いた取り組みや、日常での意図したさりげない関わりをも含む援助とする。

厚生労働省（2014）の「社会的養護の現状について」によると、施設で暮らす子どもたちの約半数には、被虐待の経験がある。また多数ではないが、棄子、父や母の拘禁や死別、行方不明などを措置理由とする子どもたちもいる。

施設で暮らす子どもたちにとって「生い立ちの整理」は、子どもたちが知らなかった事実や忘れてしまいたいような事実子どもたち自身が向き合い、その事実を認め現在を受け入れ、未来に向かって一步を踏み出すことを支える支援である。「生い立ちの整理」は、子どもたちにとって非常につらい事実を取り扱うため、大きなリスクを伴い、慎重に行わなければならない。したがって、その実践のためには十分な研究の蓄積が求められるが、先行研究や文献は少なく、「生い立ちの整理」の実施意義や方法論等に関して考察の余地がある。

施設の「生い立ちの整理」に関する研究は曾田（2013）²⁾、曾田（2014）³⁾、榎原（2009）⁴⁾、榎原（2010）⁵⁾がある。曾田（2013）は、全国の施設を対象に、子

もの「生い立ち」にふれる関わりを「ライフストーリーワーク（以下、LSW とする）」とし、その実態を「LSW」を実施する促進要因と阻害要因について明らかにし、さらに曾田（2014）は質的調査より、施設における「LSW」の実施に向けた体制づくりの考察を行っている。榎原（2009）は、子どもの「生い立ち」にふれる関わりを「テリング・LSW」と称し、施設の職員を対象に質的調査を実施し、「テリング・LSW」の実施内容などについて明らかにしている。また、榎原（2010）は、「テリング・LSW」の方法やツールをあげている。

2. 研究の目的

日本での社会的養護における複数の先行研究の中で、イギリスの BAAF（British Association of Adoption and Fostering、英国養子縁組里親委託協会）の3冊が挙げられている。イギリスでの取り組みが参考として重視されている。イギリスでの社会的擁護の主な形態は施設入所ではなく、里親委託であるため、日本の社会的擁護の主要な形態とは異なるが、実親・実の家族と離れて暮らすという点で非常に似たニーズがあることを前提とされ、参考として挙げられている。

しかし、榎原（2010）によると、LSW は、一時期、「ライフストーリーブック」（以下、LSB）を完成させること自体が目的となってしまう、「LSB」作成過程における子どもと大人のやりとりは少ないがしろになってしまったという事実があると、紹介されている。

しかしながら、イギリスの現在の LSW への取り組みの現状や、歴史的な経緯や背景に言及している先行研究はなく、イギリスでの LSW の現状や LSW の歴

史的な背景や理論的な背景など、不明な点が多い。そこで、本論文では、イギリスにおけるLSWの現状について明らかにし、LSWの課題について検討することを目的とする。

3. 日本の児童養護施設における「生い立ちの整理」の現状

先行研究をふまえ、筆者は児童養護施設における「生い立ちの整理」の取り組みの現状や、実施後の子どもや職員の変化について等が、明らかになっていないことが課題の1つであると考えた。そこで、全国の施設(593施設)を対象に質問紙調査を実施した。倫理的な配慮として、質問紙の内容や調査協力の依頼の方法、データの取り扱いについては、愛知県立大学倫理審査委員会の審査による調査実施許可を2014年5月に得た。質問紙は2014年7月に郵送をした。回収率は39.1%(232施設)で、回収した質問紙の有効回答率は87.9%(204施設)であった。

1) 実施状況

「生い立ちの整理」の実施状況は、「している」47.2%(94件)、「したことがない」17.6%(35件)、「したことはあるが、今はしていない」12.1%(24件)、「その他」13.1%(26件)、「する予定がある」10.1%(20件)だった。多くの施設は、「生い立ちの整理」を実施していると考えられる。

2) 実施方法

「生い立ちの整理」の実施方法として、マニュアルを使用している施設は少数であった。参考にしているものは「ライフストーリーワークブック」⁶⁾と「育ちアルバム」⁷⁾が多く挙げられていた。

「生い立ちの整理」の実施後のフォローは、多い順に「見守り」91.2%(93件)、「個別対応の時間を増やす」58.8%(60件)、「『生い立ちの整理』の感想を聞く」51.0%(52件)、「保護者との面会の場を設ける」15.7%(16件)であった。実施後のフォローは「見守り」が圧倒的に多く、実施後の関わりは、手探りの状況であることが分かる。「見守り」と「個別対応の時間を増やす」の間に数の開きがあるため、「見守り」は個別に関わりを増やし様子を見守るというより、普段と比べて子どもの言動に注意するといった関わりであると考えられる。

また、「『生い立ちの整理』の感想を聞く」が半数程度であることから、子どもに対してのフィードバックは、職員の慎重な姿勢がうかがえる。「保護者との面

会の場を設ける」は少数で、「生い立ちの整理」が保護者との関係修復などへ繋がっているケースは稀であると推察される。あるいは少数であるが、保護者との関係修復へと繋がったケースもあると考えられる。

3) 実施にあたっての課題

「生い立ちの整理」の実施にあたっての課題は多い順に、「伝える内容の選別」79.2%(80施設)、「伝えたあとのフォロー」74.3%(75施設)、「家族・親との連携」65.3%(66施設)、「児童相談所との連携」59.4%(60施設)、「時間の確保」28.7%(29施設)、「学校との連携」16.8%(17施設)であった。

多くの施設では、「伝える内容の選別」や「伝えたあとのフォロー」が課題となっている。伝える内容は、何を伝えるのか、どの程度伝えるのかについて、子どもたち一人ひとりの発達段階を見極めながら実施する必要があると考えられる。また、伝えたあとのフォローについては、多くの施設が参考になっている「ライフストーリーワークブック」と「育ちアルバム」の中では具体的に明記されていない。したがって、伝えたあとのフォローとしての取り組みに関して、職員が注意すべき点、最終的な目標と終着点などについて検討する必要があると考える。

4) まとめと考察

調査結果から、「生い立ちの整理」は、多くの施設で実施されている取り組みであることが分かった。「生い立ちの整理」の課題にあがったのは、実施の方法に関する内容であった。まず、伝える前の準備として職員側が収集しておく情報については、「ライフストーリーワークブック」や「育ちアルバム」などの手引きが参考になると考えられる。しかし、伝えにくい事実をどのような言葉で言い換えるといいかなど、より具体的で柔軟性のある手引きや、実施後のフォローとしてすべきこと、子どもを見守る際のポイント、「生い立ちの整理」の終着点については言及されていない。これらの手引きを使用する前後の取り組みについても、今後検討が必要と考える。

また、マニュアル等を使用していない施設が多いことから、職員は子どもとの日々の関わりの中で、工夫して実施していると考えられる。それゆえ、どの施設においても、職員が子どもと自信をもって「生い立ちの整理」ができるように、「ライフストーリーワークブック」「育ちアルバム」の活用の仕方についての研修や、施設間の実践との交流が必要であると考えられる。また、この研修については、施設の職員だけでな

く、最初に子どもや親の状態をアセスメントし、措置の判断を担う児童相談所のケースワーカーにも必要といえる。

今回の調査では、回答の際に子どもたちの「生き立ち」の内容や子どもたちの性格、家庭環境など個別の特性に応じた分類はしていない。今後「生き立ちの整理」の方法やあり方については、子どもたちの個別の特性を踏まえた上で、より詳細に検討することが必要であると考えられる。例えば、子どもの生き立ちや発達、特性、施設の規模や体制、養育方針、職員の技量などを考慮し、そして、施設で暮らす子どもたちの固有のニーズに視点をあて、里親・養親を対象とした「真実告知ハンドブック」⁸⁾のような柔軟性のある手引きが求められる。

4. イギリスにおける LSW の法的地位 (Legal status)

永野 (2012) によると、「1989年イギリスで、親元から分離された子どもは、すべて LSW を実施しなければならないという法律 (日本の児童福祉法にあたる) が創設されました。」とある。

永野 (2012) で指す 1989年の日本の児童福祉法にあたる法律がどの法律を指すのかは不明であるが、Adoption: National minimum standards (2014) から、イギリスでは LSW の重要性に焦点が当てられていることが分かった。

このスタンダード (standars) の法的地位 (Legal status) は、関係省庁の大臣によって発行されるものであり、Adoption: National minimum standards (2014) は特別養子縁組のサービスに関する規定 (provision) が示されている。養子縁組された子どもたちの LSW については、Standard 2 (2 項目目) に特記されている。Standard 2では、「肯定的なアイデンティティ、潜在能力、多様性への価値の促進」というテーマのもと、養子縁組機関 (Adoption Agency) や養子縁組支援機関 (Adoption Support Agency) という支援機関を対象として LSW について言及されている。

Standard 2.1では、「養子縁組の機関は、子どもの実親や実の家族に関して正しく適切な情報を得る努力を積極的にすること」とある。具体的には、「子どもの誕生や幼少期のこと、なぜ実親のところにいれなくなってしまったのか、なぜ養子縁組されたのか、実親や子ども自身の健康的な問題について、実親や実の家族の養子縁組に関する考え、実親や実の家族に関する最新の情報」とある。養子縁組機関の役割として、実

親や実の家族に関する情報のアセスメントを養子縁組後にも随時収集することが示されている。

Standard 2.2では、LSW の重要性に焦点があてられ、「子どもの養子縁組を取り巻く状況を考慮して、真に迫り正直に表すこと」と述べている。法令のガイダンスでは、特に「養子縁組の計画にある全ての子どもは、ライフストーリーブックを持たなければならない」と述べている。

Standard 2.3では、「里親は、子どもの社会的・情緒的な発達の促進のための準備と支援をする。子どもの情動的なレジリエンス (emotional resilience) や自己肯定感 (positive self-esteem) の発達を可能にすることができる。」とある。

Standard 2.4では「里親が適切と感じたとき、または、子どもが成人期 (adulthood) に達するとき、年齢に応じたフォーマットを用いて、実の家族 (birth family) の情報を与えられるよう、里親はこれらの情報を保持する」とある。

Standard 2.5では、「LSB は子の準備は 1 人の人 (子どものソーシャルワーカーが好ましい) によってまとめられる」と LSB はソーシャルワーカーが中心になりまとめることが推奨されていることが分かる。子どもの実親や実の家族、里親に関する情報を網羅して集約しているのがソーシャルワーカーなので、ソーシャルワーカーが担うべき役割と考えられているとうかがえる。

Standard 2.6では「LSB は、養子縁組の状況を現実的 (lealistic) で納得できる (honest) ように示す。そのフォーマットは子どもの年齢に応じたもので、子どもが理解でき、使用しやすいものであると良い。里親は、子どもの理解力 (understanding develops) に応じて内容を更新する。」とある。LSB のフォーマットは決まっておらず、里親や支援者が子どもに応じて工夫して作るものであるということが分かる。また、子どもの発達に応じて、内容を更新する必要性についても明記されている。

Standard 2.7では「LSB は、養子縁組のセレモニー (adoption ceremony) から 10 日以内に完成させ、子どもと里親に渡すこと。」とある。LSB の作成に関する期限が明記されている。できるだけ早くに作る事が推奨されていると考えられる。

Standard 2.8では「子どもを知っているソーシャルワーカーは、後の人生の手紙を書く。その手紙は、養子縁組のセレモニー (adoption ceremony) から 10 日以

内に里親に渡すこと。」とある。LSBとは別に担当のソーシャルワーカーから、子どもにあてた手紙を書くことが提示されている。子どもの処遇を調整した人として、子どもの人生に大きく関わった人である。担当として関わった気持ちや思いを残すことは、子どものことを大事に思い関わった大人が複数いたことを伝え、それほど大事な存在であったということを示すことに役立つだろう。

イギリスにおけるLSWは、支援の1つの水準として、国レベルでの提言はあるが、法的な強制力はないということが分かった。法的な強制力がないとはいえ、大きな水準がまとめて提示され、子どもたちにとって必要な支援であるということが明示されていることから、支援者同士の共通認識を保つことや、援助方針の中に積極的にLSWの実施を組み込むことに繋がると考えられる。

しかし、Ofsted(オフステッド：イングランドとウェールズの学校の教育水準を調査・評価する政府機関)の調査では、LSBの供給は不十分であるということが明らかにされている。国レベルでの高い水準が示されているが、実際の支援は、その水準に達していない現実があるということがうかがえる。

5. イギリスにおけるLSW—「Adopter's views on their children's life story books」(2015)—より

「Adopter's views on their children's life story books」は、CORAMという団体が、2015年の7月に、ホームページ上で公開した論文である。このCORAMという団体は、UKで初めてできた子どものための慈善団体である。はじまりは1793年に、ロンドンのストリートチルドレンに対する支援をしたいと考えたCaptain Thomas Coramという人が立ち上げた団体である。現在の活動は、養子縁組をしてくれるような家族探し、ドラッグやアルコールの知識を子どもたちに伝える活動、子どもたちの声を聞き、権利保障やエンパワメントをする活動、困っている親への支援などを行っている。

この論文において、CORAMとブリストル大学(University of Bristol)が共同で調査を実施している。調査の目的は、養親の子どもたちのLSWにおける里親の視点をとらえることである。

計40人の里親を対象に、4つの親のグループへのグループでのインタビュー調査と、地域的にグループへの参加が難しい里親には、電話でのインタビュー調

査を行っている。インタビューは、養子縁組を行ったことがあり、里親委託に関する十分な知識があり、里親と協働したことのあるソーシャルワーカーによって行われた。調査項目は、1) LSBの内容、2) LSBの提示方法(presentation)、3) LSBの視点(Focus)の3点についてである。

表1. 調査対象者

| フォーカスグループ | 母親 | 父親 | 親の数 |
|------------|----|----|-----|
| FG1 | 5 | 0 | 5 |
| FG2 | 6 | 0 | 6 |
| FG3 | 7 | 0 | 7 |
| FG4 | 5 | 1 | 6 |
| 電話でのインタビュー | 13 | 3 | 16 |
| 合計 | 36 | 4 | 40 |

1) LSBの内容

インタビューの内容では、LSBの内容として、使用したもの、参考にしたものなどが、数多く紹介されている。また、それらの取り扱い方に関する悩みもあった。

まず、インタビューの内容では、LSBの内容として、使用したもの、参考にしたものについては、生まれた家族の写真、生まれた病院の写真、病院でのブレスレット(ネームバンド)、赤ちゃんの頃の髪の毛の束、家族や養親からの手紙、生まれた家族に関連する医療的な情報、出生届、生まれた地域の地図、グリーティングカードなど、子どもが生まれてくるときから、大切に残していただきさまざまな思い出の品や、記録が挙げられている。また、LSWを行う過程で収集できたもの、例えば、ぬいぐるみのおもちゃや、アクセサリー、赤ちゃんの頃の衣類など、他の記念物(mementoes)も挙げられた。

インタビュー調査において、

「ある子どもは、産みの母親が「あなたのことを愛しています」という声を録音したぬいぐるみを与えられていた。養親は、うまく扱うことがとても難しいと言い、「私たちは今、それを隠しています」(FG3)

また、棄子のケースに関しては、

「プラスチックのカバンに入って見つかった赤ちゃん”や“捨てられていた赤ちゃん”という見出しがついている。どうやって説明できますか？捨てられていたなんてことを知りたい人はいないでしょう？」(FG3)

情報量のバランスの課題やその取り扱い方に関する課題があることが分かる。

また、ソーシャルワーカーが作成した LSB の内容が、思慮不足であり、子どもに伝えられないという語りもあった。

「あなたは、決定的な痛みがある。しかし、私たちはあなたのことを愛しています」と書いてある。恐ろしい。私は、過去のページを引き出すことができない。(FG3)

実親や実のきょうだいの写真に関しては、

「子どもは、きょうだいに似ていることを思い出すことができ、好きだと言った」(T1)

しかし、実親や実のきょうだいに関する写真が残っていない子については、

「実母や実のきょうだいの写真は、この子にはない。つまり、まったく忘れてしまった方がよい」(T1)

というような意見もあった。この語りからは、子どもに実親や実のきょうだいのことを伝えたとしても、その存在を伝える写真が残っていないため、逆に、伝えない方がいいという考えであることが分かる。伝える側の責任として、正しいことを伝えたい思いと、どこまで正しい情報を伝えることができるかと悩む葛藤があるとうかがえる。

また、別の里親からは、

7人の子どもの養子縁組を経験してきたが、それらの家族の写真は1枚もない。(T1)

という語りもあった。

LSB の作成において、実親や実の家族に関する写真という情報は非常に重要な内容であることが考えられる。実際に会うことは難しくとも、姿形が目で見分かれるということは、子どもが自身の生い立ちを受け入れていく過程において、重要な情報となる。実際の LSW に写真が活用できるかどうかは、ケースバイケースという点や、子どもの年齢などの考慮が必要となるだろう。しかし、重要な情報源・内容物であることに変わりはないので、子どものソーシャルワーカーは、可能な限り努力し、実親や実の家族の写真を残しておくという視点が求められる。

里親たちは、例えば、家系図、就学前のことや学校、引っ越しについて、詳細を書く価値を認めていた。これは、子どもたちが養子縁組される前のできごとを順番に整理することに特に役に立つと考えられる。

彼の担当のワーカー (foster worker) は、彼のことをとても愛していた。楽しいこと、幼い子どもに適したレベルで詳細に描かれている。たくさんの写真や思い出の品、体系的な絵入りの歴史など (T1)

しかし、家系図の記載に関して、姓の取り扱い方については里親たちの、共通の関心事であった。インターネットで情報を簡単に得ることができる場合、本来の姓を検索することで、実親や実の家族に関する詳細な情報を見つける可能性がある。たとえば、

「実の母親は犯罪者である」(FG4)

ということなど、子どもたちに伝えるタイミングや伝え方を検討している間に、子ども自身が周囲の大人が伝える前に真実を知ってしまうことの心配がある。

また、ソーシャルメディアを使うことで、実の家族に接触できるかもしれないことが危惧される。

心配な点はあるが、グループをまたいで、4人の里親たちは、LSB では子どもたちの本来の姓を使用したと、報告した (FG1, 2, 3, 4)。このことは3人の電話でのインタビューでも報告された。

本当の姓を使用することや、産みの母親からの手紙について挙がった。ある養親は、ソーシャルワーカーのサポートのもと書かれた、実母からの手紙を好んだ (FG2)。他のある里親は、娘には実母からの手紙が含まれた LSB が与えられたが、息子にはなく、里親はこのことをどのように扱えばいいかわからなかったと、コメントした (FG4)。伝えられたストーリーのアンバランスさについて非難するコメントがあった。

ソーシャルワーカーは、バランスなく書いた。なぜ、彼がここにきたのか (捨てられた子ども) は、体裁よくごまかしていた。生まれた家族の姓は全て書いてあるのに。(T1)

また、子どものブックで見落とされていた情報についても言及された。例えば、子どもが赤ちゃんだったときの記述や、好き嫌い、初めて歩いたとき、喋ったときのこと、写真の不足、父親に関する情報、広範囲にわたる家族のメンバーなどの情報についてである。いくつかの事例の写真は、間違っただけで貼られ、事実に基づいた情報が欠けていた。

私たちは、子どもに、あなたの家族はウェールズ人の可能性がある。ウェールズ人じゃないかもしれないけれど、伝えていきます。しっかりした情報ではないけれど、私たちは、ソーシャルワーカーから事実なのかフィクションなのか伝えられ

ていないので、わからない。(FG3)

子どもの乳児期の発達に関する詳細な記録の有無については、子どもによって差がある。子どもの発達の記録、特に、乳児期の記録がない子の発達の記録については、支援機関が関わり始めた頃からでもいいので、意識して残していくという視点が、子どものLSWの実施において、必要であると考えられる。

子どもの人種的なルーツについては、見た目で見わくしと感じることはあっても、棄児などケースによっては、確証をもって伝えることができないこともある。事実でないことを伝えることはできないが、子どもの見た目など、今現在の事実からの推測で、確証が持てない部分については、あり得る可能性を子どもと一緒に考えて推測するというような取り組みは可能かもしれない。

2) LSBの提示方法 (presentation)

LSBの提示方法としては、主に、①スクラップブック、②ルーズリーフやバインダー(子どもの要望があったときに、取り除いたり、差し込んだりできる)、③電子的なブックの3点が挙げられていた。

インタビュー調査の結果から、作成を担当するワーカーによって、差があることが分かった。

私の娘のブックは美しく刺繍され、本当に特別なものである。しかし、息子のブックは、よい情報は書いてあるのだが、プラスチックのフォルダーに入ってるだけで、特別な感じはない。(FG3)

内容の差は、里親にとって主要な関心事である。他の語りでは、

子どものLSBを編集する人は、実際に、悪い方の姓を一貫して使用した。(FG1)

とあり、作成者によって質の差が大きいということが分かる。また、LSBはソーシャルワークを学ぶ学生によって完成されることもあり、FG1の5つのうち3つの事例では、今まで子どもに会ったことがない人がブックを作ったということだった。

以上のことから、日本でも翻訳され出版されているBAAFのLSBが、イギリスにおいて、必ずしも使われていないということが分かった。決まったフォーマットに基づいて実施されているわけではないため、他にも、実施にあたって参考になるような資料がある可能性がある。また、LSBの作成においてでは、担当するワーカーによって大きな差があることが分かった。また、学生や、子どもに1回も会ったことのない人が作成しているという現状もあり、専門的な取り組

みが根付いているとは言い難いということが考えられる。

3) LSBの視点 (Focus)

LSBの視点は、子どもの視点というよりむしろ、実の家族、養子縁組の家族にあると述べられている。

インタビューにおいて「ブックは、ソーシャルワーカーがすべきことについてというよりむしろ、子どもについて書かれるべきである」「本の終わりを押し進める」というよりむしろ、育てられた家庭で始まり、終わるべきである」(FG1)、「(子どもというよりむしろ)実の家族に視点があてられている」(FG3)とある。

つまり、LSBの作成が子どもを取り巻く周囲の大人によって作成が進められ子どもの意向が反映されていない可能性があることや、ワーカーがLSBの作成を遂行し、里親などとの連携がとられていないということがあると考えられる。

6. まとめと課題

イギリスにおけるLSWは、国レベルでの実践の提言がされており、社会的擁護の子どもたちに対するLSWが重要な支援のひとつであると、位置付けられていることが分かった。しかし、取り組み状況など、実践上では、様々な課題があることがうかがえた。

Adopter's views on their children's life story booksより、イギリスでの里親ケースにおけるLSWの取り組みにおいて、課題が多くあるということが分かった。そして、その課題は、棄児など真実を伝えにくい子どもの場合のLSWの難しさ、情報量のバランス、LSBの提示方法など、日本の施設での実践課題と重なる点が多くあった。

LSWは、イギリスで50年代から始まり、発展してきた実践であるが、解決の難しい課題が多くあることが分かった。そして、福祉制度の違いや、文化的な差異があったとしても、実践の課題は共通している点が多く、日本より取り組みがすすんでいるとされているが、同じような課題が山積している。イギリスの取り組みがすすんでいるという前提のもとで、日本でLSBの導入に向けた研究がされているが、イギリスでのLSWに関する実践上の課題と理論の発達に関して、検討をより深める必要がある。

日本の先行研究では、BAAFのLSWに関する文献が、参考文献として必ず引用されており、主軸になっている。イギリスのLSBの提示方法 (presentation)

としては、各実践者が手作りをしていることなど、実践者が工夫し作成していることがうかがえた。さまざまな LSB の作成に関しては、BAAF の LSB が参考にはされているかもしれないが、BAAF の LSB をそのまま使用している訳ではないことが分かった。したがって、「生い立ちの整理」の意義について考えていくにあたり、実際に行った LSW の記録から、課題や実践方法を検討し、棄児のケース、虐待ケースなど、ケースを分類し、LSW の実践の意義を演繹的に考察する必要があると考えられる。

注

* 愛知県立大学人間発達学研究科博士後期課程 3 年

- 1) ライフストーリーワーク（以下、LSW とする）は、「子どもが、生まれた家族についての正確な情報を得、家族についての自分の感情を吟味し、なぜ元の家族から離されなければならなかったのかを理解する機会を与えられ、安全な未来を築くチャンスを得ることが出来るために行うプロセス」である。日本では、BAAF (British Association of Adoption and Fostering、英国養子縁組里親委託協会) が 2007 年に作成した「ライフストーリーブック」をもとに日本に合うように翻訳された「ブック」と「ガイドライン」が出版されている。
- 2) 曾田里美 (2013) 「児童養護施設におけるライフストーリーワークの実態」『神戸女子大学健康福祉学部紀要』(5)、pp. 35-48
- 3) 曾田里美 (2014) 「児童養護施設におけるライフストーリーワークの取り組み」『神戸女子大学健康福祉学部紀要』(6)、pp. 59-69
- 4) 榎原真也 (2009) 「児童養護施設におけるテリング・ライフストーリーワークの実態と課題—関係者 20 名を対象とした面接調査から—」『子どもの虐待とネグレクト』(11)、pp. 104-117
- 5) 榎原真也 (2010) 「児童養護施設におけるライフストーリーワーク」『大正大学大学院研究論集』(34)
- 6) 才村眞理編著 (2009) 『ライフストーリーワークブック』福村出版
- 7) 厚生労働省 (2010) 『社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会』<http://www.mhlw.go.jp/sisetu/musashino/22/syakai/sodachi2307.html>
- 8) 家庭養護促進協会 (2007) 『真実告知ハンドブック』エピック

参考文献

- 家庭養護促進協会 (2007) 『真実告知ハンドブック』エピック
- 厚生労働省 (2010) 『社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会』<http://www.mhlw.go.jp/sisetu/musashino/22/syakai/sodachi2307.html>
- 才村眞理編著 (2009) 『ライフストーリーワークブック』福村出版
- 才村眞理編著 (2010) 『ライフストーリーワーク実践ガイド』福村出版
- 曾田里美 (2013) 「児童養護施設におけるライフストーリーワークの実態」『神戸女子大学健康福祉学部紀要』(5)、pp. 35-48
- 曾田里美 (2014) 「児童養護施設におけるライフストーリーワークの取り組み」『神戸女子大学健康福祉学部紀要』(6)、pp. 59-69
- 榎原真也 (2009) 「児童養護施設におけるテリング・ライフストーリーワークの実態と課題—関係者 20 名を対象とした面接調査から—」『子どもの虐待とネグレクト』(11)、pp. 104-117
- 榎原真也 (2010) 「児童養護施設におけるライフストーリーワーク」『大正大学大学院研究論集』(34)
- Debbie Watson, Sandra Latter & Rebecca Bellew, “Adopter’s views on their children’s life story books” (2015) <http://journals.sagepub.com/doi/abs/10.1177/0308575915588723>
- GOV.UK, “Adoption: National minimum standards” (2014) <https://www.gov.uk/government/publications/adoption-national-minimum-standards>